

平成 19 年（2007 年）12 月那覇市議会定例会

議案に対する質疑

平成 19 年 12 月 17 日（月）

〔日程第 5〕

順位	氏名 (会派名)	議案番号・件名	発言要旨
1	上里直司 (民主クラブ)	議案第 120 号・ 財産の処分につ いて(那覇市おも ろまち一丁目 1 番 1、1 番 2)	(1) 地域再生法の事業として認定されたが、 その開発行為によって引き起こされる影響 について、責任の所在はどこにあるのか (2) 売却に際して、仮契約書は締結されてい るのか。募集要項に添付されている雛形契 約書は文字通りに締結される文書であるの か。地方自治法、民法に基づいて答弁願う (3) 市が事業修正を求める権原は、契約書に 盛り込まれているのか 【答弁を求める者】 市長、副市長、関係部長
2	古堅茂治 (日本共産党)	議案第 120 号・ 財産の処分につ いて(那覇市おも ろまち一丁目 1 番 1、1 番 2)	(1) 議案の地目は宅地となっているが、その 細目について (2) 不動産鑑定士にどのような情報を与えて、 鑑定評価を委ねたかについて (3) 現在、近隣商業地域である売却市有地を 不動産鑑定評価の低い第二種住居地域で鑑 定した売却価格に設定したのは、瑕疵ある 手続きではないか。この手続きにおいて、 すべての市民の財産である市有地を処分す る適正性、公正性はどのように担保してい るかについて

順位	氏名 (会派名)	議案番号・件名	発言要旨
			<p>(4) 現行の近隣商業地域で設定していない売却価格で処分できる根拠を問う。不動産価格の変動が激しい中で、1年5カ月前の鑑定評価は不適當ではないかについて</p> <p>(5) 不動産業者などから得た、周辺の第二種住居地域、近隣商業地域についての土地売買の取引価格状況について</p> <p>(6) 用途地域が第二種住居地域から近隣商業地域に変更になった時点で、不動産鑑定士による鑑定評価をやり直すことが市民に損失を与えない、適正、公正なやり方ではないかについて</p> <p>(7) 市有地処分で不動産鑑定士の評価鑑定を再度行った事例、その理由について</p> <p>【答弁を求める者】 市長、副市長、関係部長</p>
3	湧川 朝涉 (日本共産党)	議案第120号・財産の処分について(那覇市おもろまち一丁目1番1、1番2)	<p>(1) 売却予定の市有地が第二種住居地域で建ぺい率60%・容積率200%の場合と、近隣商業地域の建ぺい率80%・容積率400%で建設できる高さと容積について</p> <p>(2) 売却予定の市有地が近隣商業地域の建ぺい率80%・容積率400%になった用途変更後も、用途変更以前の第二種住居地域で建ぺい率60%・容積率200%の不動産鑑定評価が低い条件で設定した価格で売却する理由・根拠について その場合は、市民へ損害を与えたことにならないのかについて 損害が生じた場合、賠償の責任は誰が負うのかについて</p> <p>【答弁を求める者】 市長、副市長、関係部長</p>